



ハーブ・セラピスト養成講座 2016

ハーブ・セラピーとは...

ハーブ・セラピーは、ひとりのご病人のベッドサイドで、その時のその人にふさわしい音楽を小型のハーブで奏でる対人ケアです。治療や回復をめざすのではなく、ハーブとともに患者さんに寄り添い、1対1で時間と空間を共有すること＝「共に在る」ことを第一の理念としています。常におひとりだけを対象とし、患者さんの能動的な参加を一切求めないのがハーブ・セラピーの特徴で、看取りのケアとして、また、昏睡状態や寝たきりの方などに最も適しています。

■ 背景

竖琴（ハーブ）による音楽は紀元前の昔から「癒しの薬」として用いられていました。失われていた伝統が現代に蘇ったとも言えるハーブ・セラピーは、米国を中心に2～30年前から盛んになってきました。実践者を養成する講座も次々と開設され、すでに千人を超える講座修了生がそれぞれの地元で活躍しています。行動や機能の改善を目的とする「音楽療法」とは一線を画した専門職として、ホスピスや緩和ケア病棟などの医療機関に正式採用されるケースも今では珍しくありません。「全米基準理事会」は2005年、この活動を「療法音楽」、実践者を「療法音楽士」と呼ぶことを正式に決めました。

■ 日本ハーブセラピー協会

日本でこの「ハーブとともにひとりの患者さんに寄り添う」活動を広めるにあたって、私たちは、従来の音楽療法との用語上の混乱を避けるため、また、私たちの文化に根ざしたものに育てていく意図を持って、改めて「ハーブ・セラピー」という日本語としての名称を採用しました。そして、ハーブ・セラピー活動に使命を見出す同志の交流と成長の場としてだけでなく、ハーブ・セラピーを希望する患者さんや医療・介護施設への窓口としての機能を果たすために、「日本ハーブセラピー協会」を設立しました。

■ 第3期養成講座開講にあたって

21世紀に入って医療の分野で緩和ケアの概念が定着するにつれて、ケアや癒しの質の向上がこれまで以上に求められるようになってきました。世界中のどの国よりも急ピッチで高齢化が進む日本社会で、「音を介したスピリチュアル・ケア」であるハーブ・セラピーが果たせる役割は今後ますます大きくなっていくものと思われます。当協会では、ハーブ・セラピーの意義を認め、その導入に門戸を開き始めた医療・介護機関の求めに応じるために、2011年1月、「ハーブ・セラピスト養成講座」を創設いたしました。ハーブ・セラピーというケアの存在を知ってご希望なさるご病人やご家族、医療・介護従事者は確実に増え、これまでにハーブ・セラピーの定期訪問を受け入れてくださった病院（緩和ケア病棟）や高齢者介護施設は35ヶ所にのぼります。そのような流れの中で第1期に続いて第2期の研修期間を終え、このたび2016年1月から第3期の養成講座を開講する運びとなりました。ハーブ・セラピーは、それを学び実践することを通して豊かな成長と深い充足感が得られます。日本ではまだ始まったばかりのハーブ・セラピー運動を、この領域のパイオニアとして、同じ使命を持つ仲間とともに担ってくださる方を募集します。

■ ハーブ・セラピスト養成講座について

本講座は、ハーブ・セラピーの真髄を理解し、ハーブ・セラピーを通じて患者さんとの「一期一会」に最善を尽くすことができる人材を育成し、ひとりでも多くの病める人の元にハーブ・セラピーが届けられるように、日本社会でその基盤を築くことを目的としています。講座全体は、2年間の研修とそれに続く試験期間1年の3年間で、そのあとは「日本ハーブセラピー協会 認定ハーブ・セラピスト」として末永く活動していただくことが期待されています。

「ハーブ・セラピスト」としてよい働きをするには、ハーブの技術よりむしろ精神的な成熟度、人としてのあり方や共感する力のほうが大きい比重を占めています。こうしたことは誰しも簡単に学べるものではありませんが、本講座では学びの機会や材料を提供し、受講生一人ひとりが自分自身を深く見つめる場を作ることに力点を置いています。講義や読書だけでなく、仲間や講師との交流や討論を通して、自らの人間性の向上に真摯に取り組むこと、そして感受性と共感力を少しでも高める努力をすることによって、ハーブ・セラピーを必要とする人に最良の形で用いられる可能性が開けると信じています。

本講座の学びには、①死生学 ②医療・介護 ③音楽 ④自分自身のケアと成長の4つの焦点があります。これらは互いに関連していて明確な線引きはできませんが、講座全体を通してこの4つの分野への意識と知識を深め、音楽を介した対人ケアに携わる者としてのバランス感覚を培うことが望まれます。

本講座は、音楽的な専門教育を受けたことがない人を対象としています。音楽の専門知識のない人が音と音楽について一から学び、音楽的な感性を磨くことができるように講義とワークショップが組まれています。ハープ・セラピーには高度な音楽知識や演奏技術は不要ですが、知識と技術の両面における基礎を学び、自分に対する信頼を持ってベッドサイドに赴けるようになることが重要だと考えています。

ハープ・セラピーに必要なハープ演奏技術は、さほど難易度の高いものではありません。音楽経験のない初心者でも、まじめに練習すれば1年～1年半ほどで身につく程度のものです。しかし、ハープ・セラピーにふさわしい音を奏でるには安定した確かな奏法を体得していなければなりません。本講座では、ハープの基本レッスンはカリキュラムに含まれていませんので、ハープの経験がない方は、ハープの技術習得に向けての準備を開講時までに整える必要があります。楽器の入手やハープ教室を探すにあたってご不安のある方は、応募時にご相談ください。

なお、2年という短い研修期間ではハープ・セラピーの中心部分に焦点を絞らざるを得ませんが、臨床の現場では往々にしてより幅広い音楽の表現が求められます。患者さんやご家族の多様なニーズに柔軟に応じられるようになるには、講座修了後の勉強や修練が不可欠です。当協会では、修了者を対象とした定期集会をはじめ各種の機会を提供し、継続的な学びを促します。

■ 当協会の資格認定制度について

2年間の研修課程を修了し所定の条件を満たした受講生には、資格認定試験の受験資格が与えられます。資格認定試験は、各受験者の申請に基づいて、研修修了時とその後半年ごとに2回の計3回（1年間）実施します。また、講座開始から3年経った時点で資格未取得の受講生には、資格取得への意志がある限り、翌年から年1回の追試の機会が設けられています。

資格認定試験では、試験に先立って提出が求められる小論文と、個人面接・筆記・実技を通して厳正な審査を行い、合格者には「日本ハーブセラピー協会 認定ハーブ・セラピスト」の資格を授与します。審査の主な基準は、ハーブ・セラピストとしての人間的な適性と、ハーブ・セラピーに必要な音楽的技量です。当協会の資格認定制度は、養成講座の受講生全員が自動的に資格を取得するものではなく、また、単に研修課程を修了したことの証明書は発行いたしません。

認定ハーブ・セラピストは、当協会の推薦と協力を得て、医療・介護施設で有資格者としてハーブ・セラピー活動をすることができます。同時に、日本ハーブセラピー協会の会員として、共に学んだ同志と支え合い、高め合いながらハーブ・セラピー運動を推し進めていくことになります。



講座概要

本講座の研修期間は 2016 年 1 月から 2 年間です。

ほぼ 4 ヶ月に 1 度、計 6 回の合同研修を行います。日程は以下の通りです。

(第 2 回合同研修に引き続き、ハーブ実技のための特別演習日を設けます*)

会場は首都圏の宿泊付き研修施設で、原則として 2 泊 3 日の宿泊形式です。

2016 年

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第 1 回 | 1 月 29 日 (金) ～31 日 (日) |
| 第 2 回 | 5 月 27 日 (金) ～29 日 (日) + *30 日 (月) |
| 第 3 回 | 9 月 23 日 (金) ～25 日 (日) |

2017 年

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第 4 回 | 1 月 27 日 (金) ～29 日 (日) |
| 第 5 回 | 5 月 26 日 (金) ～28 日 (日) |
| 第 6 回 | 10 月 27 日 (金) ～29 日 (日) |

合同研修では、各分野の専門家による講義や、様々なワークショップが予定されています。講師陣は、当協会代表と当協会顧問を務める5人の講師のほか、様々な領域の第一線で活躍しておられる方々です。講義内容は、終末期医療、高齢者介護、宗教学・死生学、臨床心理学、グリーフ・ケア、音声生理学、宗教音楽など多岐にわたります。

各合同研修のあいだに、合同研修のまとめ、課題図書や調査研究のレポート、課題曲録音 CD 作成などの課題があります。課題の多くは、翌回の合同研修での討論やワークショップ、個別カウンセリングの対象として扱われます。

2017 年 5 月の第 5 回合同研修の翌日から、現場実習に入ります。まず、東京都区内の特別養護老人ホームで数日間にわたって個別指導による「グループ実習」を行い、各セッションの“振り返り”を通して様々な点を確認します。受講生はそのあと地元での「個人実習」に入りますが、自宅から通える実習受け入れ施設をそれまでに確保しておく必要があります。実習施設確保の準備や手順などについては講座で詳しく指導し、協会が全面的に協力します。なお、「グループ実習」は基本的に“通い”で行います。

研修課程修了に必要な実習時間数は 40 時間で、すべてのセッションにつき、1 回ごとの記録と報告を所定の用紙に書き込んで提出することになっています。個人実習のスケジュールとペースは基本的に各受講生の自由ですが、第 6 回合同研修への参加は、すでに一定時間数の実習を終えていることが前提になります。第 6 回合同研修では、それまでの実習で出た疑問点や問題を話し合うほか、研修の総まとめの回として、資格認定後の活動を視野に入れた諸項目の検討や確認を行います。

以上。

受講生募集の詳細とお申込み方法については、「募集要項」をご覧ください。

日本ハーブセラピー協会
<http://www.harptherapy.org>